## 標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部

募集型企画旅行契約の部第一章総則 第一章総則 第一条当社株式会社 MGC が旅行者との間で通用範囲 で締結する募集型企画旅行に関する契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます。)は、この約款の定めるところによります。今又は一般に確立された慣習によります。 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

いいます。 (旅行契約の内容) 第三条 当社は、募集型企画旅行契約において、 旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運 送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他 の旅行に関するサービス(以下「旅行サービ ス」といいます。)の提供を受けることができ るように、手配し、旅程を管理することを引 き受けます。 (毛配代行者)

はまり。 (手配代行者) 第四条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に 当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は 本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う 者その他の補助者に代行させることがありま

となります。 3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出 しない場合又は会員番号等を通知しない場合 は、当社は、予約がなかったものとして取り は、当社 扱います

へ、。 (契約締結の拒否) 第七条 当社は、次に掲げる場合において、募 第七条 集型企画旅行契約の締結に応じないことがあ

来主正四所「天外の帰柏に応じないことがあります。 一 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

二 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は 団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある とき

第八条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の

第八宋 券末宝正園所行天がは、ヨ社が天が切 締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理 した時に成立するものとします。 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当 社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者 に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

(契約書面の交付) 第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。 2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。 (確定書面)

りより。 (確定書面)

通信契約を締結したときは、当社は、提携

会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。 第三章 契約の変更

てす。 (第 ) 報の変更) (第 ) 報の変更) (第 ) 新 ( ) で (第 ) が (8 ) が

とがあります。 (旅行者の交替) 第十五条 当社と募集型企画旅行契約を締結 した旅行者は、当社の承諾を得て、契約を 地位を第三者に譲り渡すことができまる。 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を所定と ようとするときは、当社所定の用紙料とと 事項を記入の上、所定の金額の手数料とも 当社に提出しなければなりませ、当社の理解との地位の 3 第一項の契約との地位の確認は、当社に

事項を記入の上、所定の金額の手数科とともに、当社に提出しなければなりません。 3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。第四章 契約の解除権)第十六条 旅行者以 いつでも 別素第一に定め

(旅行者の解除権) 第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定行 教育、政行者は、いつでも別表第一に定行契約を解除することができます。通信契約を解除することがでは、当社は、提携会名のカードにより所定の伝票への旅行者のより所定の伝票で受けるよいて、消料の支払りでは、次に掲げる場合において、消料をする力をがある。 2 旅行者は、次に掲げる場合において、消料を支払うことができず、旅行開始前に取解除する場別を解除を対した。 2 が行り、対し、大に関いて、対し、大に関いて、対し、大によって契約内容が変更されたとき。 一 当社によって契約内容が変更されたとき。 とだし、その変更が別表第二上欄に掲げるものその他の

ただし、そ のその他の

のその他の 重要なものであるときに限ります。 二 第十四条第一項の規定に基づいて旅行代 金が増額されたとき。 三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等 の旅行サービス提供の中止、官公署の命令そ の他の事由が生じた場合において、旅行の安 全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可 能となるおそれが極めて大きいとき。

四 当社が旅行者に対し、第十条第一項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。 五 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

団体旅行の円滑な実施を助けるおそれがあると認められるとき。 四 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 五 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。 六 スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結のの際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき

のではいいとにものが成就しないおそれが極めて大きいとき。 七天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった、又は不可能となるおそれが極めて大きい、\*\* り、

とで。 の。 信契約を締結した場合であって、旅行者 の有するクレジットカードが無効になる等、 旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全 部を提携会社のカード会員規約に従って決済

部を提携会社のカート会員規制に使って次月できなくなったとき。 できなくなったとき。 九 旅行者が第七条第五号から第七号き。 2 旅行者が第十二条第一項の契約書面にとき。 2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期目までに旅行代金を支払わなが募集型は、当該期目の翌日において旅行ます。

律を乱し、きがると

妨げるとき。 三 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。 四 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令令の他の当社の関与し得ない事由が生じた場合。 であって、旅行の継続が不可能となったとき。 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企制 旅行契約を解除したときは、当社と旅行者 の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅 します。この場合において、旅行者が既に提

供を受けた旅行サービスに関する当社の債務 については、有効な弁済がなされたものとし

以内に旅行者に対し払い戻すへき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。 3 前二項の規定は第二十七条又は第三十条第一項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

ものではありません。 (契約解除後の帰路手配) 第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は 第四号の規定によって旅行開始後に募集型企 画旅行契約を解除したときは、旅行者の求め に応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻る よなに、2000年を始年出一でスの毛配を引き受け ために必要な旅行サービスの手配を引き受け ます

前項の場合において、出発地に戻るための 旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担と

全有しているものとみなし、当該団体・グル を有しているものとみなし、当該団体・グル ープに係る旅行業務に関する取引は、当該契 約責任者との間で行います。 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構

成者の名簿を当社に提出しなければなりませ

当社は、契約責任者が構成者に対して現る 負い、又は将来負うことが予測される債務又 は義務については、何らの責任を負うもので

は義務については、門のの貝口で見ているにはありません。 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責

かしめ契約員任者か選任した構成者を契約員任者とみなします。 第六章 旅程管理 (旅程管理) 第二十三条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

と等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当社の指示) 第二十四条 旅行者は、旅行開始後旅行終了ま での間において、団体で行動するときは、旅 行を安全かつ円滑に実施するための当社の指 示に従わなければなりません。

ホに使わなければなりません。 (添乗員等の業務) 第二十五条 当社は、旅行の内容により添乗員 その他の者を同行させて第二十三条各号に掲 げる業務その他当該募集型企画旅行に付随し て当社が必要と認める業務の全部又は一部を 行わせることがあります。

2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に 従事する時間帯は、原則として八時から二十 時まずとします。

(保護措置)

(特別補償) 第二十八条 当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者以手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

おいます。 2 前項をはいて当社をが前条名の 規定に基づときばなが前条名の 規定に基づ払うとき償金の 機定に基づ払うを負害賠前項 で、当該損害に力を負害賠前項 で、当該損害に規定する場合において、 当該損害に規定する場價金で、 当該損害に規定する場價金で、 第に基づく可とを が支とみなします。 3 前項に規定する場價金が、 でに基づく可能では が支との合きながでする。 でに基づく可では の合きながでする。 が前質の会ととがでする。 が前質の合うとを がになる。 がしな。 がになる。 がしな。 がし

り扱います

(旅程保証)

エッることが明らかである場合 りではありません。 一 次に掲げる事由による変更 イ 天災地変

口 戦乱

ハ 暴動 ニ 官公署の命令 ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中

止 当初の運行計画によらない運送サービス 旅行参加者の生命又は身体の安全確保の

ト 旅行変を強力を発生している。 下のではような情報を表するという。 下のではような情報を表するというでは、 下のではないないでは、 大のでは、 大いでは、 、 大いでは、 、 大いでは、 大いでは、 大いでは、 大いでは、 、 大いでは、 、 大いでは、 大いでは、 、 大いでは、 、 大いでは、 、 大いでは、 、 大いでは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

行契約の内容について理解するよう努めなけ

行契約の内容について理解するよう努力の内容について理解するよう名の内容について理解するよう名の表示をあるようなのでではなりません。3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に行せでは、変が提供されたと認識したときは、旅行行中に行って速やかにその旨を当社、、当社の手配代行者になりません。第二十一名とは当該旅行サービス提供者に申し出なりません。第八章 弁済業務保証金(旅行業協会の保証社員である場合)(弁済業務保証金)第三十一条 当社は、一般社団法人全国旅行学にある場合(東京著形区赤坂 4 丁目 2-19 赤坂シマスタイーストビル 3 階)の保証社員になって

協会(東京都佐区小坂4 月日 2-19 小坂ンヤスタイーストビル 3 階)の保証社員になっております。 2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人旅行業協会が供託している弁済業務保証金から 1,100 万円に達するまで弁済を受けることができま

3。当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定 に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁 済業務保証金分担金を納付しておりますので、 同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託

しておりません。 別表第一 取消料 (第十六条第一項関係) 一 国内旅行に係る取消料

一 国内旅行に係る取消料 区分取消料 (一) 次項以外の募集型企画旅行契約 イ旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日旅行代金の目)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。) 20%以内 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合旅行代金の

旅行代金の (ハからホまでに掲げる場合を除く。) 3 %以内

の が 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 日 の 前 日 に 解 除 す る 場 合 旅 行 代 金 の 4 0 % 以 内 ニ 旅 行 開 始 当 日 に 解 除 す る 場 合 ( ホ に 掲 げ る 場 合 を 除 く。) 旅 行 代 金 の 5 0 % 以 場 告 を 除 く。) 旅 行 代 金 の 5 0 % 以

旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場

旅行 開始後の解除文は無遅縮不多加の物 旅行代金の100%以内 二)貸切船舶を利用する募集型企画旅行契 当該船舶に係る取消料の規定によります。 考(一)取消料の金額は、契約書面に明示 します(二)

します。
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。
ニ 海外旅行に係る取消料
区 分 取 消 料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

9 9 5 景楽堂正画旅行美術(火頃に掲りる旅行 契約を除く。) イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合 であって、旅行開始日の前日から起算してさ かのぼって四十日目に当たる日以降に解除す るとき旅 行 代 金の(ロからニまでに掲げる 場合を除く。) 1 0 % 以 内 ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼ

って三十日目に当たる日以降に解除する場

旅 行 代 金 の合 (ハ及びニに掲げる場合を除く。) 2 0 % 以 内 ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合 (ニに掲げる場合を除く。) 旅 行 代 金 の 5 0 % 以 内

旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場 旅行代金の100%以内

- ) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行 契約

□ □ ™ 以 内 ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連旅 行 代 金 の絡不参加の場合 100%以内

内 三 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する 募集型企画旅行契約 当該船舶に係る取消料 の規定によります。 注「ピーク時」とは、十二月二十日から一月 七日まで、四月二十七日から五月六日まで及 び七月二十日から八月三十一日までをいいま

. 一)取消料の金額は、契約書面に明示しま

(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」 とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定 する「サービスの提供を受けることを開始し する「た時」 以降をいいます 別表第.

更補償金(第二十九条第一項関係) 更補償金の支払いが必要とる変更一件あたりの率(%)旅行開始 変更補償金変 更補價

なる変更 一件あたりの率 (%) 旅行開始 前 旅行開始後 一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 1.5 3.0 無力書面に記載した人場する観光地又は観光施設(レストランを含 1.0 2.0 みます。) その他の旅行の目的地の変更 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金級及び設備の料金のの変更(変更後の等級及び設備の料金ので設約書面に記載した運送機関の種類又は 契約書面に記載した運送機関の種類又は

を下回った場合に限ります。) 四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 1.02.0 五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 1.02.0 六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との

間における直行便の乗継便 又は経由便への 変更

大学がおける。 一ででは、 を発力した。 を発力した。 ででいる。 でででいる。 ででいる。 でで

\*この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。該当旅行商品のパンフレットと合わせてご確認のうえお申し込み

旅行企画・実施 埼玉県知事登録旅行業第2-1077号 株式会社 MGC 旅行事業部埼玉本社営業所 埼玉県入間郡三芳町藤久保716-5 TEL049 - 259-6661

> 年 月 日発

ツアー名

□募集型企画旅行の旅行条件書に同意し、上 記のツアーに申し込みます。

お申込者名

申込日 年 月 日

住所

TEL(当日連絡のつく電話番号)